臺灣新聞 夕刊
十一月二十九日
夕刊定價 一部三錢
發行所 臺北市榮町四丁目廿五番地 臺灣日日新報社
臺北市榮町四丁目廿五番地 臺中支局
臺南市末廣町二丁目一番地 臺南支局
高雄市入船町 高雄支局
花蓮港街入船町 花蓮港支局
澎湖島馬公街（澎湖島廳內） 澎湖支局
大阪支社
東京支社
印刷兼發行人 江口清作

躍進日本の姿誇る
議會開設五十年式典
けふ 聖上の親臨を仰ぐ

【東京二十九日發同盟】帝國議會開設五十年式典は、その第一歩發足の日たる十一月二十九日、その第一歩發足の場所たる貴族院において、午前十時より擧行せられた。

式場内の設營は、貴族院の天皇陛下ご親臨の場所たる玉座を中心に、左右に皇族席、貴族院議員席、衆議院議員席、樞密院顧問官席、政府委員席、傍聽席、新聞記者席、外交團席等が設けられ、玉座の上には菊花の大御紋章を染め抜いた紫の幕が張りめぐらされ、玉座の前には、天皇陛下のお使用になる御劍と御璽國璽を奉安する案が置かれ、玉座の左右には、それぞれ侍從武官が侍立する。

式場内の設營は、貴族院の天皇陛下ご親臨の場所たる玉座を中心に、左右に皇族席、貴族院議員席、衆議院議員席、樞密院顧問官席、政府委員席、傍聽席、新聞記者席、外交團席等が設けられ、玉座の上には菊花の大御紋章を染め抜いた紫の幕が張りめぐらされ、玉座の前には、天皇陛下のお使用になる御劍と御璽國璽を奉安する案が置かれ、玉座の左右には、それぞれ侍從武官が侍立する。

新マツダ

阿部、汪日支代表
あす歴史的會見
重視さる劃期的意義

【第二十九日發同盟】阿部、西尾兩氏を汪主席訪問會談

故總理の遺教體し
誓つて時艱に當る
國府汪主席就任式擧行

【第二十九日發同盟】汪主席は二十九日午前十時より、國府の國民政府大禮堂において、就任式を擧行した。

汪氏主席就任は
國府の決意闡明
林柏生宣傳部長の談

【第二十九日發同盟】汪主席は二十九日午前十時より、國府の國民政府大禮堂において、就任式を擧行した。

經濟閣僚懇談會
最終成案を急ぐ
二十九日の第十回會合に提出

【第二十九日發同盟】經濟閣僚懇談會は、二十九日午前十時より、第十回會合を開いた。

指導者組織と
職域再編成へ

【第二十八日發同盟】大政翼贊會總務局では、その發會の當初であつたこの秋、總裁推薦、各道府縣支部の設置、二、三輪組織の實現、各種團體の整備、各種團體の指導者組織の確立と職域組織の再編成を根本目標とする新體制運動を更に二十八日午後の部會に於いて

逆封鎖の擴大に
英國政府は焦慮す
英國一五ヶ年來の海運界の大變動

【ロンドン二十八日發同盟】英國政府の海運界に對する逆封鎖の擴大に關する聲明は、英國一五ヶ年來の海運界の大變動を齎すものとして、英國海運界に重大なる衝撃を與へた。

配電管理法案
【第二十七日發同盟】電氣事業の合理化に關する法律の改正案は、二十七日午後の貴族院本會議に於いて、原案通り可決、即日衆議院に回付された。

各省豫算復活要求
大藏省査定理由を說明
二十七日の第二回會合に於て

【第二十七日發同盟】豫算編成に關する第二回會合は、二十七日午後二時より大藏省に於て開かれ、大藏省側より豫算査定の理由を說明した。

更に折衝を開始

【第二十九日發同盟】明年度一般豫算の內閣審議において、大藏省當局の說明に對しても尙ほ納得し得ざる點多きを以て、二十七日午後の閣議に於いて、各省大臣より大藏大臣に對し、更に折衝を開始することとなつた。

議員定數を減少
議會局の主なる意見

【第二十九日發同盟】議會局に於ては、衆議院議員選擧法改正案、貴族院令改正案、貴族院議員選擧規則改正案、貴族院多額納稅者議員選擧規則改正案、貴族院互選議員選擧規則改正案、貴族院勅選議員選擧規則改正案、貴族院議員選擧人名簿調製令改正案、貴族院議員選擧人名簿調製規則改正案、貴族院多額納稅者議員選擧人名簿調製規則改正案、貴族院互選議員選擧人名簿調製規則改正案、貴族院勅選議員選擧人名簿調製規則改正案、貴族院議員選擧令改正案、貴族院議員選擧規則改正案、貴族院多額納稅者議員選擧規則改正案、貴族院互選議員選擧規則改正案、貴族院勅選議員選擧規則改正案、貴族院議員選擧人名簿調製令改正案、貴族院議員選擧人名簿調製規則改正案、貴族院多額納稅者議員選擧人名簿調製規則改正案、貴族院互選議員選擧人名簿調製規則改正案、貴族院勅選議員選擧人名簿調製規則改正案の十二法案の改正案に關し、

前總督、前長官
惜別午餐會

【第二十八日發同盟】前總督、前長官の惜別午餐會は、二十八日正午より、帝國ホテルに於て開催された。

小松市誕生

【第二十八日發同盟】內務省では、來る十二月一日より石川縣能美郡小松町、安宅町、粟生村、白江村、苗代村、御幸村、丸内村の七町村を廢して、その區域に小松市を設置することとなつた。

冷雨こ泥濘を冒して
襄東襄西に大殲滅戰

【第二十八日發同盟】襄西山脈南麓の殲滅戰は、引續き猛烈に續行、九月二十日正午現在の第四師團の第四百九十一、第四百九十二兩聯隊の第一線は、第四百四十九、第四百五十兩聯隊の第一線と共に、第四百五十一聯隊の第一線と連絡を取つて、第四百五十一聯隊の第一線は、第四百四十九、第四百五十兩聯隊の第一線と共に、第四百五十一聯隊の第一線と連絡を取つて、

一期米買入價格決定
米穀移出管理委員會

【第二十八日發同盟】米穀移出管理委員會は、二十八日午後一時より、第一回會合を開いた。

總務長官挨拶

【第二十八日發同盟】總務長官は、二十八日午後一時より、第一回會合を開いた。

意表衝く江南北戰線

【第二十八日發同盟】第四師團の殲滅戰は、二十八日午後一時現在、第四師團の第一線は、第四百四十九、第四百五十兩聯隊の第一線と共に、第四百五十一聯隊の第一線と連絡を取つて、

佛委員顏觸れ決定
一日西貢發渡日の途に

【ハノイ二十八日發同盟】佛印側委員

汪主席訪問會談

【第二十八日發同盟】汪主席は、二十八日午後一時より、第一回會合を開いた。

故總理の遺教體し
誓つて時艱に當る
國府汪主席就任式擧行

【第二十八日發同盟】汪主席は、二十八日午後一時より、第一回會合を開いた。

汪氏主席就任は
國府の決意闡明
林柏生宣傳部長の談

【第二十八日發同盟】汪主席は、二十八日午後一時より、第一回會合を開いた。

阿部、西尾兩氏を
汪主席訪問會談

【第二十八日發同盟】汪主席は、二十八日午後一時より、第一回會合を開いた。

國民服は家庭で作りませう！
國民服
別冊
主婦之友
國策附錄つき 十二月號
部數に制限あり！ お求めは今すぐ書店で！
生活新體制指導雜誌
勅令で制定の
（甲號）（乙號）
和服がぬぎ捨てでも間に合ふ國民服の作り方
一々手をとつて教へるやうに明瞭に解説してありますから、誰方にも全く"ざつ"作り出來ます。一冊は必ず家庭に！ 一冊は隣組へ！ 學校にも必要！
主婦之友社 十六錢（送料八錢）
靴下と靴下カヴァーの實物大型紙つき作り方
（第二附錄）
太平洋を語る海軍將校の座談會
國防國家建設と主婦の責任座談會
金鵄の譽れ李鍝公等英の遺族訪問
實物の作り方
懸賞當選 新体制下の模範家計の實驗
金絲・銀絲の禁制品を更生する祕訣
價格統制食料品の買ひ方問答
特輯 冬の家庭藥の作り方七十四種

緒顏に武勳を祕め
故國へ歸還の勇士たち
○○部隊の勇士歸還

雨を衝いて勇躍上陸した○○部隊の一部勇士は○○日早朝との故國へ晴れの凱旋の途○○へ立つた、懐かしの○○部隊をするみにき歓迎の萬歳を○○部隊に入つた

入學申込は低調
本島人學齢兒童の數に比し

臺北市當局では十五年度より施行する臺北市義務教育實施本島人學齢兒童入學申込を二十日より二十一日まで受付けるのであるが、昨年度の入學志願者數に比べて非常に低調であるので、市當局では十二月一日より二日まで更に入學申込を受付けることとなつた

教育指導の研究
訪日視察團一行の目的

【新竹電話】新竹州下の教育指導者一行十名は、十一月二十日より二十一日まで二日間の日程で、訪日視察團として、内地各地の教育施設を視察することになつた

海上警報
【二十九日午前六時發表】低氣壓は二十九日午前四時には北緯二十四度東經百二十五度の海上にあつて、中心の氣壓は九百九十粍、中心の風速は毎秒二十五米の強風を伴つて北北西に進んでゐる、臺灣海峽は風速毎秒十五米内外の風が吹き荒れ、海上は波浪高く航行は危險である

グライダー倶樂部
結成式八日に延期

【新竹電話】新竹州下に於ける青年團訓練終了者を以て組織する新竹グライダー倶樂部の結成式は、十二月八日午前十時より新竹公園グランドに於て行ふ豫定であつたが、當日は朝來の雨天の爲め八日に延期することになつた

九州路最後の熱戰
宮崎神原間驛傳第三日

【新竹電話】第二十九日第四區宮崎神原間驛傳競走は、午前八時新竹州廳前を出發、第一區者流橋間二十二粁を皮切りに、第二區神原間二十二粁、第三區神原間二十二粁、第四區神原間二十二粁、第五區神原間二十二粁、第六區神原間二十二粁、第七區神原間二十二粁、第八區神原間二十二粁、第九區神原間二十二粁、第十區神原間二十二粁、第十一區神原間二十二粁、第十二區神原間二十二粁、第十三區神原間二十二粁、第十四區神原間二十二粁、第十五區神原間二十二粁、第十六區神原間二十二粁、第十七區神原間二十二粁、第十八區神原間二十二粁、第十九區神原間二十二粁、第二十區神原間二十二粁、第二十一區神原間二十二粁、第二十二區神原間二十二粁、第二十三區神原間二十二粁、第二十四區神原間二十二粁、第二十五區神原間二十二粁、第二十六區神原間二十二粁、第二十七區神原間二十二粁、第二十八區神原間二十二粁、第二十九區神原間二十二粁、第三十區神原間二十二粁、第三十一區神原間二十二粁、第三十二區神原間二十二粁、第三十三區神原間二十二粁、第三十四區神原間二十二粁、第三十五區神原間二十二粁、第三十六區神原間二十二粁、第三十七區神原間二十二粁、第三十八區神原間二十二粁、第三十九區神原間二十二粁、第四十區神原間二十二粁、第四十一區神原間二十二粁、第四十二區神原間二十二粁、第四十三區神原間二十二粁、第四十四區神原間二十二粁、第四十五區神原間二十二粁、第四十六區神原間二十二粁、第四十七區神原間二十二粁、第四十八區神原間二十二粁、第四十九區神原間二十二粁、第五十區神原間二十二粁、第五十一區神原間二十二粁、第五十二區神原間二十二粁、第五十三區神原間二十二粁、第五十四區神原間二十二粁、第五十五區神原間二十二粁、第五十六區神原間二十二粁、第五十七區神原間二十二粁、第五十八區神原間二十二粁、第五十九區神原間二十二粁、第六十區神原間二十二粁、第六十一區神原間二十二粁、第六十二區神原間二十二粁、第六十三區神原間二十二粁、第六十四區神原間二十二粁、第六十五區神原間二十二粁、第六十六區神原間二十二粁、第六十七區神原間二十二粁、第六十八區神原間二十二粁、第六十九區神原間二十二粁、第七十區神原間二十二粁、第七十一區神原間二十二粁、第七十二區神原間二十二粁、第七十三區神原間二十二粁、第七十四區神原間二十二粁、第七十五區神原間二十二粁、第七十六區神原間二十二粁、第七十七區神原間二十二粁、第七十八區神原間二十二粁、第七十九區神原間二十二粁、第八十區神原間二十二粁、第八十一區神原間二十二粁、第八十二區神原間二十二粁、第八十三區神原間二十二粁、第八十四區神原間二十二粁、第八十五區神原間二十二粁、第八十六區神原間二十二粁、第八十七區神原間二十二粁、第八十八區神原間二十二粁、第八十九區神原間二十二粁、第九十區神原間二十二粁、第九十一區神原間二十二粁、第九十二區神原間二十二粁、第九十三區神原間二十二粁、第九十四區神原間二十二粁、第九十五區神原間二十二粁、第九十六區神原間二十二粁、第九十七區神原間二十二粁、第九十八區神原間二十二粁、第九十九區神原間二十二粁、第一百區神原間二十二粁、第一百一區神原間二十二粁、第一百二區神原間二十二粁、第一百三區神原間二十二粁、第一百四區神原間二十二粁、第一百五區神原間二十二粁、第一百六區神原間二十二粁、第一百七區神原間二十二粁、第一百八區神原間二十二粁、第一百九區神原間二十二粁、第一百十區神原間二十二粁、第一百十一區神原間二十二粁、第一百十二區神原間二十二粁、第一百十三區神原間二十二粁、第一百十四區神原間二十二粁、第一百十五區神原間二十二粁、第一百十六區神原間二十二粁、第一百十七區神原間二十二粁、第一百十八區神原間二十二粁、第一百十九區神原間二十二粁、第一百二十區神原間二十二粁、第一百二十一區神原間二十二粁、第一百二十二區神原間二十二粁、第一百二十三區神原間二十二粁、第一百二十四區神原間二十二粁、第一百二十五區神原間二十二粁、第一百二十六區神原間二十二粁、第一百二十七區神原間二十二粁、第一百二十八區神原間二十二粁、第一百二十九區神原間二十二粁、第一百三十區神原間二十二粁、第一百三十一區神原間二十二粁、第一百三十二區神原間二十二粁、第一百三十三區神原間二十二粁、第一百三十四區神原間二十二粁、第一百三十五區神原間二十二粁、第一百三十六區神原間二十二粁、第一百三十七區神原間二十二粁、第一百三十八區神原間二十二粁、第一百三十九區神原間二十二粁、第一百四十區神原間二十二粁、第一百四十一區神原間二十二粁、第一百四十二區神原間二十二粁、第一百四十三區神原間二十二粁、第一百四十四區神原間二十二粁、第一百四十五區神原間二十二粁、第一百四十六區神原間二十二粁、第一百四十七區神原間二十二粁、第一百四十八區神原間二十二粁、第一百四十九區神原間二十二粁、第一百五十區神原間二十二粁、第一百五十一區神原間二十二粁、第一百五十二區神原間二十二粁、第一百五十三區神原間二十二粁、第一百五十四區神原間二十二粁、第一百五十五區神原間二十二粁、第一百五十六區神原間二十二粁、第一百五十七區神原間二十二粁、第一百五十八區神原間二十二粁、第一百五十九區神原間二十二粁、第一百六十區神原間二十二粁、第一百六十一區神原間二十二粁、第一百六十二區神原間二十二粁、第一百六十三區神原間二十二粁、第一百六十四區神原間二十二粁、第一百六十五區神原間二十二粁、第一百六十六區神原間二十二粁、第一百六十七區神原間二十二粁、第一百六十八區神原間二十二粁、第一百六十九區神原間二十二粁、第一百七十區神原間二十二粁、第一百七十一區神原間二十二粁、第一百七十二區神原間二十二粁、第一百七十三區神原間二十二粁、第一百七十四區神原間二十二粁、第一百七十五區神原間二十二粁、第一百七十六區神原間二十二粁、第一百七十七區神原間二十二粁、第一百七十八區神原間二十二粁、第一百七十九區神原間二十二粁、第一百八十區神原間二十二粁、第一百八十一區神原間二十二粁、第一百八十二區神原間二十二粁、第一百八十三區神原間二十二粁、第一百八十四區神原間二十二粁、第一百八十五區神原間二十二粁、第一百八十六區神原間二十二粁、第一百八十七區神原間二十二粁、第一百八十八區神原間二十二粁、第一百八十九區神原間二十二粁、第一百九十區神原間二十二粁、第一百九十一區神原間二十二粁、第一百九十二區神原間二十二粁、第一百九十三區神原間二十二粁、第一百九十四區神原間二十二粁、第一百九十五區神原間二十二粁、第一百九十六區神原間二十二粁、第一百九十七區神原間二十二粁、第一百九十八區神原間二十二粁、第一百九十九區神原間二十二粁、第二百區神原間二十二粁、第二百一區神原間二十二粁、第二百二區神原間二十二粁、第二百三區神原間二十二粁、第二百四區神原間二十二粁、第二百五區神原間二十二粁、第二百六區神原間二十二粁、第二百七區神原間二十二粁、第二百八區神原間二十二粁、第二百九區神原間二十二粁、第二百十區神原間二十二粁、第二百十一區神原間二十二粁、第二百十二區神原間二十二粁、第二百十三區神原間二十二粁、第二百十四區神原間二十二粁、第二百十五區神原間二十二粁、第二百十六區神原間二十二粁、第二百十七區神原間二十二粁、第二百十八區神原間二十二粁、第二百十九區神原間二十二粁、第二百二十區神原間二十二粁、第二百二十一區神原間二十二粁、第二百二十二區神原間二十二粁、第二百二十三區神原間二十二粁、第二百二十四區神原間二十二粁、第二百二十五區神原間二十二粁、第二百二十六區神原間二十二粁、第二百二十七區神原間二十二粁、第二百二十八區神原間二十二粁、第二百二十九區神原間二十二粁、第二百三十區神原間二十二粁、第二百三十一區神原間二十二粁、第二百三十二區神原間二十二粁、第二百三十三區神原間二十二粁、第二百三十四區神原間二十二粁、第二百三十五區神原間二十二粁、第二百三十六區神原間二十二粁、第二百三十七區神原間二十二粁、第二百三十八區神原間二十二粁、第二百三十九區神原間二十二粁、第二百四十區神原間二十二粁、第二百四十一區神原間二十二粁、第二百四十二區神原間二十二粁、第二百四十三區神原間二十二粁、第二百四十四區神原間二十二粁、第二百四十五區神原間二十二粁、第二百四十六區神原間二十二粁、第二百四十七區神原間二十二粁、第二百四十八區神原間二十二粁、第二百四十九區神原間二十二粁、第二百五十區神原間二十二粁、第二百五十一區神原間二十二粁、第二百五十二區神原間二十二粁、第二百五十三區神原間二十二粁、第二百五十四區神原間二十二粁、第二百五十五區神原間二十二粁、第二百五十六區神原間二十二粁、第二百五十七區神原間二十二粁、第二百五十八區神原間二十二粁、第二百五十九區神原間二十二粁、第二百六十區神原間二十二粁、第二百六十一區神原間二十二粁、第二百六十二區神原間二十二粁、第二百六十三區神原間二十二粁、第二百六十四區神原間二十二粁、第二百六十五區神原間二十二粁、第二百六十六區神原間二十二粁、第二百六十七區神原間二十二粁、第二百六十八區神原間二十二粁、第二百六十九區神原間二十二粁、第二百七十區神原間二十二粁、第二百七十一區神原間二十二粁、第二百七十二區神原間二十二粁、第二百七十三區神原間二十二粁、第二百七十四區神原間二十二粁、第二百七十五區神原間二十二粁、第二百七十六區神原間二十二粁、第二百七十七區神原間二十二粁、第二百七十八區神原間二十二粁、第二百七十九區神原間二十二粁、第二百八十區神原間二十二粁、第二百八十一區神原間二十二粁、第二百八十二區神原間二十二粁、第二百八十三區神原間二十二粁、第二百八十四區神原間二十二粁、第二百八十五區神原間二十二粁、第二百八十六區神原間二十二粁、第二百八十七區神原間二十二粁、第二百八十八區神原間二十二粁、第二百八十九區神原間二十二粁、第二百九十區神原間二十二粁、第二百九十一區神原間二十二粁、第二百九十二區神原間二十二粁、第二百九十三區神原間二十二粁、第二百九十四區神原間二十二粁、第二百九十五區神原間二十二粁、第二百九十六區神原間二十二粁、第二百九十七區神原間二十二粁、第二百九十八區神原間二十二粁、第二百九十九區神原間二十二粁、第三百區神原間二十二粁、第三百一區神原間二十二粁、第三百二區神原間二十二粁、第三百三區神原間二十二粁、第三百四區神原間二十二粁、第三百五區神原間二十二粁、第三百六區神原間二十二粁、第三百七區神原間二十二粁、第三百八區神原間二十二粁、第三百九區神原間二十二粁、第三百十區神原間二十二粁、第三百十一區神原間二十二粁、第三百十二區神原間二十二粁、第三百十三區神原間二十二粁、第三百十四區神原間二十二粁、第三百十五區神原間二十二粁、第三百十六區神原間二十二粁、第三百十七區神原間二十二粁、第三百十八區神原間二十二粁、第三百十九區神原間二十二粁、第三百二十區神原間二十二粁、第三百二十一區神原間二十二粁、第三百二十二區神原間二十二粁、第三百二十三區神原間二十二粁、第三百二十四區神原間二十二粁、第三百二十五區神原間二十二粁、第三百二十六區神原間二十二粁、第三百二十七區神原間二十二粁、第三百二十八區神原間二十二粁、第三百二十九區神原間二十二粁、第三百三十區神原間二十二粁、第三百三十一區神原間二十二粁、第三百三十二區神原間二十二粁、第三百三十三區神原間二十二粁、第三百三十四區神原間二十二粁、第三百三十五區神原間二十二粁、第三百三十六區神原間二十二粁、第三百三十七區神原間二十二粁、第三百三十八區神原間二十二粁、第三百三十九區神原間二十二粁、第三百四十區神原間二十二粁、第三百四十一區神原間二十二粁、第三百四十二區神原間二十二粁、第三百四十三區神原間二十二粁、第三百四十四區神原間二十二粁、第三百四十五區神原間二十二粁、第三百四十六區神原間二十二粁、第三百四十七區神原間二十二粁、第三百四十八區神原間二十二粁、第三百四十九區神原間二十二粁、第三百五十區神原間二十二粁、第三百五十一區神原間二十二粁、第三百五十二區神原間二十二粁、第三百五十三區神原間二十二粁、第三百五十四區神原間二十二粁、第三百五十五區神原間二十二粁、第三百五十六區神原間二十二粁、第三百五十七區神原間二十二粁、第三百五十八區神原間二十二粁、第三百五十九區神原間二十二粁、第三百六十區神原間二十二粁、第三百六十一區神原間二十二粁、第三百六十二區神原間二十二粁、第三百六十三區神原間二十二粁、第三百六十四區神原間二十二粁、第三百六十五區神原間二十二粁、第三百六十六區神原間二十二粁、第三百六十七區神原間二十二粁、第三百六十八區神原間二十二粁、第三百六十九區神原間二十二粁、第三百七十區神原間二十二粁、第三百七十一區神原間二十二粁、第三百七十二區神原間二十二粁、第三百七十三區神原間二十二粁、第三百七十四區神原間二十二粁、第三百七十五區神原間二十二粁、第三百七十六區神原間二十二粁、第三百七十七區神原間二十二粁、第三百七十八區神原間二十二粁、第三百七十九區神原間二十二粁、第三百八十區神原間二十二粁、第三百八十一區神原間二十二粁、第三百八十二區神原間二十二粁、第三百八十三區神原間二十二粁、第三百八十四區神原間二十二粁、第三百八十五區神原間二十二粁、第三百八十六區神原間二十二粁、第三百八十七區神原間二十二粁、第三百八十八區神原間二十二粁、第三百八十九區神原間二十二粁、第三百九十區神原間二十二粁、第三百九十一區神原間二十二粁、第三百九十二區神原間二十二粁、第三百九十三區神原間二十二粁、第三百九十四區神原間二十二粁、第三百九十五區神原間二十二粁、第三百九十六區神原間二十二粁、第三百九十七區神原間二十二粁、第三百九十八區神原間二十二粁、第三百九十九區神原間二十二粁、第四百區神原間二十二粁、第四百一區神原間二十二粁、第四百二區神原間二十二粁、第四百三區神原間二十二粁、第四百四區神原間二十二粁、第四百五區神原間二十二粁、第四百六區神原間二十二粁、第四百七區神原間二十二粁、第四百八區神原間二十二粁、第四百九區神原間二十二粁、第四百十區神原間二十二粁、第四百十一區神原間二十二粁、第四百十二區神原間二十二粁、第四百十三區神原間二十二粁、第四百十四區神原間二十二粁、第四百十五區神原間二十二粁、第四百十六區神原間二十二粁、第四百十七區神原間二十二粁、第四百十八區神原間二十二粁、第四百十九區神原間二十二粁、第四百二十區神原間二十二粁、第四百二十一區神原間二十二粁、第四百二十二區神原間二十二粁、第四百二十三區神原間二十二粁、第四百二十四區神原間二十二粁、第四百二十五區神原間二十二粁、第四百二十六區神原間二十二粁、第四百二十七區神原間二十二粁、第四百二十八區神原間二十二粁、第四百二十九區神原間二十二粁、第四百三十區神原間二十二粁、第四百三十一區神原間二十二粁、第四百三十二區神原間二十二粁、第四百三十三區神原間二十二粁、第四百三十四區神原間二十二粁、第四百三十五區神原間二十二粁、第四百三十六區神原間二十二粁、第四百三十七區神原間二十二粁、第四百三十八區神原間二十二粁、第四百三十九區神原間二十二粁、第四百四十區神原間二十二粁、第四百四十一區神原間二十二粁、第四百四十二區神原間二十二粁、第四百四十三區神原間二十二粁、第四百四十四區神原間二十二粁、第四百四十五區神原間二十二粁、第四百四十六區神原間二十二粁、第四百四十七區神原間二十二粁、第四百四十八區神原間二十二粁、第四百四十九區神原間二十二粁、第四百五十區神原間二十二粁、第四百五十一區神原間二十二粁、第四百五十二區神原間二十二粁、第四百五十三區神原間二十二粁、第四百五十四區神原間二十二粁、第四百五十五區神原間二十二粁、第四百五十六區神原間二十二粁、第四百五十七區神原間二十二粁、第四百五十八區神原間二十二粁、第四百五十九區神原間二十二粁、第四百六十區神原間二十二粁、第四百六十一區神原間二十二粁、第四百六十二區神原間二十二粁、第四百六十三區神原間二十二粁、第四百六十四區神原間二十二粁、第四百六十五區神原間二十二粁、第四百六十六區神原間二十二粁、第四百六十七區神原間二十二粁、第四百六十八區神原間二十二粁、第四百六十九區神原間二十二粁、第四百七十區神原間二十二粁、第四百七十一區神原間二十二粁、第四百七十二區神原間二十二粁、第四百七十三區神原間二十二粁、第四百七十四區神原間二十二粁、第四百七十五區神原間二十二粁、第四百七十六區神原間二十二粁、第四百七十七區神原間二十二粁、第四百七十八區神原間二十二粁、第四百七十九區神原間二十二粁、第四百八十區神原間二十二粁、第四百八十一區神原間二十二粁、第四百八十二區神原間二十二粁、第四百八十三區神原間二十二粁、第四百八十四區神原間二十二粁、第四百八十五區神原間二十二粁、第四百八十六區神原間二十二粁、第四百八十七區神原間二十二粁、第四百八十八區神原間二十二粁、第四百八十九區神原間二十二粁、第四百九十區神原間二十二粁、第四百九十一區神原間二十二粁、第四百九十二區神原間二十二粁、第四百九十三區神原間二十二粁、第四百九十四區神原間二十二粁、第四百九十五區神原間二十二粁、第四百九十六區神原間二十二粁、第四百九十七區神原間二十二粁、第四百九十八區神原間二十二粁、第四百九十九區神原間二十二粁、第五百區神原間二十二粁、第五百一區神原間二十二粁、第五百二區神原間二十二粁、第五百三區神原間二十二粁、第五百四區神原間二十二粁、第五百五區神原間二十二粁、第五百六區神原間二十二粁、第五百七區神原間二十二粁、第五百八區神原間二十二粁、第五百九區神原間二十二粁、第五百十區神原間二十二粁、第五百十一區神原間二十二粁、第五百十二區神原間二十二粁、第五百十三區神原間二十二粁、第五百十四區神原間二十二粁、第五百十五區神原間二十二粁、第五百十六區神原間二十二粁、第五百十七區神原間二十二粁、第五百十八區神原間二十二粁、第五百十九區神原間二十二粁、第五百二十區神原間二十二粁、第五百二十一區神原間二十二粁、第五百二十二區神原間二十二粁、第五百二十三區神原間二十二粁、第五百二十四區神原間二十二粁、第五百二十五區神原間二十二粁、第五百二十六區神原間二十二粁、第五百二十七區神原間二十二粁、第五百二十八區神原間二十二粁、第五百二十九區神原間二十二粁、第五百三十區神原間二十二粁、第五百三十一區神原間二十二粁、第五百三十二區神原間二十二粁、第五百三十三區神原間二十二粁、第五百三十四區神原間二十二粁、第五百三十五區神原間二十二粁、第五百三十六區神原間二十二粁、第五百三十七區神原間二十二粁、第五百三十八區神原間二十二粁、第五百三十九區神原間二十二粁、第五百四十區神原間二十二粁、第五百四十一區神原間二十二粁、第五百四十二區神原間二十二粁、第五百四十三區神原間二十二粁、第五百四十四區神原間二十二粁、第五百四十五區神原間二十二粁、第五百四十六區神原間二十二粁、第五百四十七區神原間二十二粁、第五百四十八區神原間二十二粁、第五百四十九區神原間二十二粁、第五百五十區神原間二十二粁、第五百五十一區神原間二十二粁、第五百五十二區神原間二十二粁、第五百五十三區神原間二十二粁、第五百五十四區神原間二十二粁、第五百五十五區神原間二十二粁、第五百五十六區神原間二十二粁、第五百五十七區神原間二十二粁、第五百五十八區神原間二十二粁、第五百五十九區神原間二十二粁、第六百區神原間二十二粁、第六百一區神原間二十二粁、第六百二區神原間二十二粁、第六百三區神原間二十二粁、第六百四區神原間二十二粁、第六百五區神原間二十二粁、第六百六區神原間二十二粁、第六百七區神原間二十二粁、第六百八區神原間二十二粁、第六百九區神原間二十二粁、第六百十區神原間二十二粁、第六百十一區神原間二十二粁、第六百十二區神原間二十二粁、第六百十三區神原間二十二粁、第六百十四區神原間二十二粁、第六百十五區神原間二十二粁、第六百十六區神原間二十二粁、第六百十七區神原間二十二粁、第六百十八區神原間二十二粁、第六百十九區神原間二十二粁、第六百二十區神原間二十二粁、第六百二十一區神原間二十二粁、第六百二十二區神原間二十二粁、第六百二十三區神原間二十二粁、第六百二十四區神原間二十二粁、第六百二十五區神原間二十二粁、第六百二十六區神原間二十二粁、第六百二十七區神原間二十二粁、第六百二十八區神原間二十二粁、第六百二十九區神原間二十二粁、第六百三十區神原間二十二粁、第六百三十一區神原間二十二粁、第六百三十二區神原間二十二粁、第六百三十三區神原間二十二粁、第六百三十四區神原間二十二粁、第六百三十五區神原間二十二粁、第六百三十六區神原間二十二粁、第六百三十七區神原間二十二粁、第六百三十八區神原間二十二粁、第六百三十九區神原間二十二粁、第六百四十區神原間二十二粁、第六百四十一區神原間二十二粁、第六百四十二區神原間二十二粁、第六百四十三區神原間二十二粁、第六百四十四區神原間二十二粁、第六百四十五區神原間二十二粁、第六百四十六區神原間二十二粁、第六百四十七區神原間二十二粁、第六百四十八區神原間二十二粁、第六百四十九區神原間二十二粁、第六百五十區神原間二十二粁、第六百五十一區神原間二十二粁、第六百五十二區神原間二十二粁、第六百五十三區神原間二十二粁、第六百五十四區神原間二十二粁、第六百五十五區神原間二十二粁、第六百五十六區神原間二十二粁、第六百五十七區神原間二十二粁、第六百五十八區神原間二十二粁、第六百五十九區神原間二十二粁、第六百六十區神原間二十二粁、第六百六十一區神原間二十二粁、第六百六十二區神原間二十二粁、第六百六十三區神原間二十二粁、第六百六十四區神原間二十二粁、第六百六十五區神原間二十二粁、第六百六十六區神原間二十二粁、第六百六十七區神原間二十二粁、第六百六十八區神原間二十二粁、第六百六十九區神原間二十二粁、第六百七十區神原間二十二粁、第六百七十一區神原間二十二粁、第六百七十二區神原間二十二粁、第六百七十三區神原間二十二粁、第六百七十四區神原間二十二粁、第六百七十五區神原間二十二粁、第六百七十六區神原間二十二粁、第六百七十七區神原間二十二粁、第六百七十八區神原間二十二粁、第六百七十九區神原間二十二粁、第六百八十區神原間二十二粁、第六百八十一區神原間二十二粁、第六百八十二區神原間二十二粁、第六百八十三區神原間二十二粁、第六百八十四區神原間二十二粁、第六百八十五區神原間二十二粁、第六百八十六區神原間二十二粁、第六百八十七區神原間二十二粁、第六百八十八區神原間二十二粁、第六百八十九區神原間二十二粁、第六百九十區神原間二十二粁、第六百九十一區神原間二十二粁、第六百九十二區神原間二十二粁、第六百九十三區神原間二十二粁、第六百九十四區神原間二十二粁、第六百九十五區神原間二十二粁、第六百九十六區神原間二十二粁、第六百九十七區神原間二十二粁、第六百九十八區神原間二十二粁、第六百九十九區神原間二十二粁、第七百區神原間二十二粁、第七百一區神原間二十二粁、第七百二區神原間二十二粁、第七百三區神原間二十二粁、第七百四區神原間二十二粁、第七百五區神原間二十二粁、第七百六區神原間二十二粁、第七百七區神原間二十二粁、第七百八區神原間二十二粁、第七百九區神原間二十二粁、第七百十區神原間二十二粁、第七百十一區神原間二十二粁、第七百十二區神原間二十二粁、第七百十三區神原間二十二粁、第七百十四區神原間二十二粁、第七百十五區神原間二十二粁、第七百十六區神原間二十二粁、第七百十七區神原間二十二粁、第七百十八區神原間二十二粁、第七百十九區神原間二十二粁、第七百二十區神原間二十二粁、第七百二十一區神原間二十二粁、第七百二十二區神原間二十二粁、第七百二十三區神原間二十二粁、第七百二十四區神原間二十二粁、第七百二十五區神原間二十二粁、第七百二十六區神原間二十二粁、第七百二十七區神原間二十二粁、第七百二十八區神原間二十二粁、第七百二十九區神原間二十二粁、第七百三十區神原間二十二粁、第七百三十一區神原間二十二粁、第七百三十二區神原間二十二粁、第七百三十三區神原間二十二粁、第七百三十四區神原間二十二粁、第七百三十五區神原間二十二粁、第七百三十六區神原間二十二粁、第七百三十七區神原間二十二粁、第七百三十八區神原間二十二粁、第七百三十九區神原間二十二粁、第七百四十區神原間二十二粁、第七百四十一區神原間二十二粁、第七百四十二區神原間二十二粁、第七百四十三區神原間二十二粁、第七百四十四區神原間二十二粁、第七百四十五區神原間二十二粁、第七百四十六區神原間二十二粁、第七百四十七區神原間二十二粁、第七百四十八區神原間二十二粁、第七百四十九區神原間二十二粁、第七百五十區神原間二十二粁、第七百五十一區神原間二十二粁、第七百五十二區神原間二十二粁、第七百五十三區神原間二十二粁、第七百五十四區神原間二十二粁、第七百五十五區神原間二十二粁、第七百五十六區神原間二十二粁、第七百五十七區神原間二十二粁、第七百五十八區神原間二十二粁、第七百五十九區神原間二十二粁、第七百六十區神原間二十二粁、第七百六十一區神原間二十二粁、第七百六十二區神原間二十二粁、第七百六十三區神原間二十二粁、第七百六十四區神原間二十二粁、第七百六十五區神原間二十二粁、第七百六十六區神原間二十二粁、第七百六十七區神原間二十二粁、第七百六十八區神原間二十二粁、第七百六十九區神原間二十二粁、第七百七十區神原間二十二粁、第七百七十一區神原間二十二粁、第七百七十二區神原間二十二粁、第七百七十三區神原間二十二粁、第七百七十四區神原間二十二粁、第七百七十五區神原間二十二粁、第七百七十六區神原間二十二粁、第七百七十七區神原間二十二粁、第七百七十八區神原間二十二粁、第七百七十九區神原間二十二粁、第七百八十區神原間二十二粁、第七百八十一區神原間二十二粁、第七百八十二區神原間二十二粁、第七百八十三區神原間二十二粁、第七百八十四區神原間二十二粁、第七百八十五區神原間二十二粁、第七百八十六區神原間二十二粁、第七百八十七區神原間二十二粁、第七百八十八區神原間二十二粁、第七百八十九區神原間二十二粁、第七百九十區神原間二十二粁、第七百九十一區神原間二十二粁、第七百九十二區神原間二十二粁、第七百九十三區神原間二十二粁、第七百九十四區神原間二十二粁、第七百九十五區神原間二十二粁、第七百九十六區神原間二十二粁、第七百九十七區神原間二十二粁、第七百九十八區神原間二十二粁、第七百九十九區神原間二十二粁、第八百區神原間二十二粁、第八百一區神原間二十二粁、第八百二區神原間二十二粁、第八百三區神原間二十二粁、第八百四區神原間二十二粁、第八百五區神原間二十二粁、第八百六區神原間二十二粁、第八百七區神原間二十二粁、第八百八區神原間二十二粁、第八百九區神原間二十二粁、第八百十區神原間二十二粁、第八百十一區神原間二十二粁、第八百十二區神原間二十二粁、第八百十三區神原間二十二粁、第八百十四區神原間二十二粁、第八百十五區神原間二十二粁、第八百十六區神原間二十二粁、第八百十七區神原間二十二粁、第八百十八區神原間二十二粁、第八百十九區神原間二十二粁、第八百二十區神原間二十二粁、第八百二十一區神原間二十二粁、第八百二十二區神原間二十二粁、第八百二十三區神原間二十二粁、第八百二十四區神原間二十二粁、第八百二十五區神原間二十二粁、第八百二十六區神原間二十二粁、第八百二十七區神原間二十二粁、第八百二十八區神原間二十二粁、第八百二十九區神原間二十二粁、第八百三十區神原間二十二粁、第八百三十一區神原間二十二粁、第八百三十二區神原間二十二粁、第八百三十三區神原間二十二粁、第八百三十四區神原間二十二粁、第八百三十五區神原間二十二粁、第八百三十六區神原間二十二粁、第八百三十七區神原間二十二粁、第八百三十八區神原間二十二粁、第八百三十九區神原間二十二粁、第八百四十區神原間二十二粁、第八百四十一區神原間二十二粁、第八百四十二區神原間二十二粁、第八百四十三區神原間二十二粁、第八百四十四區神原間二十二粁、第八百四十五區神原間二十二粁、第八百四十六區神原間二十二粁、第八百四十七區神原間二十二粁、第八百四十八區神原間二十二粁、第八百四十九區神原間二十二粁、第八百五十區神原間二十二粁、第八百五十一區神原間二十二粁、第八百五十二區神原間二十二粁、第八百五十三區神原間二十二粁、第八百五十四區神原間二十二粁、第八百五十五區神原間二十二粁、第八百五十六區神原間二十二粁、第八百五十七區神原間二十二粁、第八百五十八區神原間二十二粁、第八百五十九區神原間二十二粁、第八百六十區神原間二十二粁、第八百六十一區神原間二十二粁、第八百六十二區神原間二十二粁、第八百六十三區神原間二十二粁、第八百六十四區神原間二十二粁、第八百六十五區神原間二十二粁、第八百六十六區神原間二十二粁、第八百六十七區神原間二十二粁、第八百六十八區神原間二十二粁、第八百六十九區神原間二十二粁、第八百七十區神原間二十二粁、第八百七十一區神原間二十二粁、第八百七十二區神原間二十二粁、第八百七十三區神原間二十二粁、第八百七十四區神原間二十二粁、第八百七十五區神原間二十二粁、第八百七十六區神原間二十二粁、第八百七十七區神原間二十二粁、第八百七十八區神原間二十二粁、第八百七十九區神原間二十二粁、第八百八十區神原間二十二粁、第八百八十一區神原間二十二粁、第八百八十二區神原間二十二粁、第八百八十三區神原間二十二粁、第八百八十四區神原間二十二粁、第八百八十五區神原間二十二粁、第八百八十六區神原間二十二粁、第八百八十七區神原間二十二粁、第八百八十八區神原間二十二粁、第八百八十九區神原間二十二粁、第八百九十區神原間二十二粁、第八百九十一區神原間二十二粁、第八百九十二區神原間二十二粁、第八百九十三區神原間二十二粁、第八百九十四區神原間二十二粁、第八百九十五區神原間二十二粁、第八百九十六區神原間二十二粁、第八百九十七區神原間二十二粁、第八百九十八區神原間二十二粁、第八百九十九區神原間二十二粁、第九百區神原間二十二粁、第九百一區神原間二十二粁、第九百二區神原間二十二粁、第九百三區神原間二十二粁、第九百四區神原間二十二粁、第九百五區神原間二十二粁、第九百六區神原間二十二粁、第九百七區神原間二十二粁、第九百八區神原間二十二粁、第九百九區神原間二十二粁、第九百十區神原間二十二粁、第九百十一區神原間二十二粁、第九百十二區神原間二十二粁、第九百十三區神原間二十二粁、第九百十四區神原間二十二粁、第九百十五區神原間二十二粁、第九百十六區神原間二十二粁、第九百十七區神原間二十二粁、第九百十八區神原間二十二粁、第九百十九區神原間二十二粁、第九百二十區神原間二十二粁、第九百二十一區神原間二十二粁、第九百二十二區神原間二十二粁、第九百二十三區神原間二十二粁、第九百二十四區神原間二十二粁、第九百二十五區神原間二十二粁、第九百二十六區神原間二十二粁、第九百二十七區神原間二十二粁、第九百二十八區神原間二十二粁、第九百二十九區神原間二十二粁、第九百三十區神原間二十二粁、第九百三十一區神原間二十二粁、第九百三十二區神原間二十二粁、第九百三十三區神原間二十二粁、第九百三十四區神原間二十二粁、第九百三十五區神原間二十二粁、第九百三十六區神原間二十二粁、第九百三十七區神原間二十二粁、第九百三十八區神原間二十二粁、第九百三十九區神原間二十二粁、第九百四十區神原間二十二粁、第九百四十一區神原間二十二粁、第九百四十二區神原間二十二粁、第九百四十三區神原間二十二粁、第九百四十四區神原間二十二粁、第九百四十五區神原間二十二粁、第九百四十六區神原間二十二粁、第九百四十七區神原間二十二粁、第九百四十八區神原間二十二粁、第九百四十九區神原間二十二粁、第九百五十區神原間二十二粁、第九百五十一區神原間二十二粁、第九百五十二區神原間二十二粁、第九百五十三區神原間二十二粁、第九百五十四區神原間二十二粁、第九百五十五區神原間二十二粁、第九百五十六區神原間二十二粁、第九百五十七區神原間二十二粁、第九百五十八區神原間二十二粁、第九百五十九區神原間二十二粁、第九百六十區神原間二十二粁、第九百六十一區神原間二十二粁、第九百六十二區神原間二十二粁、第九百六十三區神原間二十二粁、第九百六十四區神原間二十二粁、第九百六十五區神原間二十二粁、第九百六十六區神原間二十二粁、第九百六十七區神原間二十二粁、第九百六十八區神原間二十二粁、第九百六十九區神原間二十二粁、第九百七十區神原間二十二粁、第九百七十一區神原間二十二粁、第九百七十二區神原間二十二粁、第九百七十三區神原間二十二粁、第九百七十四區神原間二十二粁、第九百七十五區神原間二十二粁、第九百七十六區神原間二十二粁、第九百七十七區神原間二十二粁、第九百七十八區神原間二十二粁、第九百七十九區神原間二十二粁、第九百八十區神原間二十二粁、第九百八十一區神原間二十二粁、第九百八十二區神原間二十二粁、第九百八十三區神原間二十二粁、第九百八十四區神原間二十二粁、第九百八十五區神原間二十二粁、第九百八十六區神原間二十二粁、第九百八十七區神原間二十二粁、第九百八十八區神原間二十二粁、第九百八十九區神原間二十二粁、第九百九十區神原間二十二粁、第九百九十一區神原間二十二粁、第九百九十二區神原間二十二粁、第九百九十三區神原間二十二粁、第九百九十四區神原間二十二粁、第九百九十五區神原間二十二粁、第九百九十六區神原間二十二粁、第九百九十七區神原間二十二粁、第九百九十八區神原間二十二粁、第九百九十九區神原間二十二粁、第一千區神原間二十二粁、第一千一區神原間二十二粁、第一千二區神原間二十二粁、第一千三區神原間二十二粁、第一千四區神原間二十二粁、第一千五區神原間二十二粁、第一千六區神原間二十二粁、第一千七區神原間二十二粁、第一千八區神原間二十二粁、第一千九區神原間二十二粁、第一千十區神原間二十二粁、第一千十一區神原間二十二粁、第一千十二區神原間二十二粁、第一千十三區神原間二十二粁、第一千十四區神原間二十二粁、第一千十五區神原間二十二粁、第一千十六區神原間二十二粁、第一千十七區神原間二十二粁、第一千十八區神原間二十二粁、第一千十九區神原間二十二粁、第一千二十區神原間二十二粁、第一千二十一區神原間二十二粁、第一千二十二區神原間二十二粁、第一千二十三區神原間二十二粁、第一千二十四區神原間二十二粁、第一千二十五區神原間二十二粁、第一千二十六區神原間二十二粁、第一千二十七區神原間二十二粁、

癌の研究

胃酸過多症は危険

肺臓癌、乳癌等の原因は？

癌研究所醫博　中原和郎

癌の研究は我国が一生さき中での問題であるが、研究の結果はどうであるかとときかれると困る、つまり研究の結果が出来ないのである、もし人間が研究のことを離れ、また研究されず、癌の研究をしてゐるわれ〳〵は時機到来になつて研究を続ることが出来るであらう、私が一生研究したところで、未だ癌にはほかもしれないが、我々の未だ癌の研究に非常な関係をうつてゐる

そも〳〵癌の研究に関しては、よく世間では胃病家の研究に多いと、また胃癌がかかりやすいなどと俗説があり、癌と一口にいふと、癌の研究は二つに分かんなかつてゐる、また胃病家がどうの、甘露がうのといふ俗説は何等の理由がないと思ふ

癌は決して多くなるものではなく、ふつうくらゐの割合である、癌の発生は五年前か十年前からあらう、その間に自覚症状があつてくる、癌（悪性腫瘍）があるが、癌には前駆症がある、前駆症状で癌を作る、その二百五十日といふ長い日数があるからうちの癌を見つけくるのではないといふことがわかる

癌の研究とたゝかつてゐるのは胃癌に多く、西洋人に多いといふことである、東洋人に多いといふことは癌とか、食物とかの関係か、或ひは先天的のものかもしれないが、目下その研究中である

胃癌を人工的に作り方法がある、その一つは大阪帝国大学医学部の木下博士の発見による「タイニーロー」で、このバターイエロー動物に食べさせると癌になる、癌研ではこれに胃癌を作らせることに成功した、胃癌を食べさせることによつて胃癌研究の前進を促進することが出来るのである、また人間の飲食物の中で、胃癌を作る物質があるらしいことをわかつた、とにかく、この胃癌の研究は全世界の問題である

癌が、アメリカのホフマン博士が癌の発生に関した大胆な説を出したが、この説には種々な批判があるので、いろんな胃癌研究の説があるが、癌本体の研究は少ない、ビタミンとの関係は特殊なビタミンが癌の発育を促進するといふことがわかる

癌組織にあるか癌にかゝるが、都つてその研究に、たいていのビタミンは癌組織に少ない、研究で胃癌の発育を促進するビタミンが癌組織にあるかどうかを研究してみたが、ビタミンが癌物の発育に絶縁的関であるにも拘はらず、癌の発育には決して必要のものらしい

この研究で、胃癌の癌組織と癌組織と胃癌研究が異なつてゐるといふことが初めて分つた、その研究は「国際生理学会」で私が発表したことがある

癌の中に硫酸塩、硫へは硫酸塩であるが、工業に多く硫酸塩が硫酸よりも癌に多いといふことである、日本人は硫酸塩が多く、西洋人は硫酸塩が多いといふことは、日本人の胃癌といふことよりものである、入浴を好き清潔にするからで、このことは胃病にもよるとみられてゐる、癌のことであるが、胃癌研究の川端博士が八年間研究の結果、これを立証して胃癌研究の川端博士によつて胃癌研究されたが、これは立証された

胃癌といふのは、胃癌に胃酸が多く胃液から出る硫酸塩が胃癌に硫酸塩が多いといふのである、胃癌研究の一つは胃酸塩であるが、これはヨーロッパ、アメリカなどの工業国に多く、日本に少ないといふ、その一つの理由は、日本人の胃癌といふことよりものである、入浴を好き清潔にするからで、このことは胃病にもよるとみられてゐる、癌のことであるが、

暁の町

武田麟太郎作　林唯一畫

天野源治（十一）

黒木先生の姪は遂に現はれなかつた。そうなると、誰の好意心はよけい湧られるのだが、それを口に出して云ふ者のものでもなかつた。

「――お婆さんもお歳ぬがあるもんだから、手が抜けなかつたんだわ。……それに、ひよつとすると、先月、お祝ひの工合がちよつと悪さうだつたし。……」

おさん振り育みたいに云つてゐた。

時間もたいので、藤岡夫妻へお詫りすることになつたが、誰も彼女について行かうと云ひ出した者はなかつた。

「――さうですか、でも、工藤の方はかまはないんですか」

おさん、おいおい泣みつく態。

「――いや、いないと云ふならば何も……」

と、誰治も困つた表情になつて腕を組んで、

「――だけど、どうせお婆さんの一人や二人、なまじつか生きてゐたつて、世話になつてゐるものもないやうな身の上ですから」

誰治と顔をみつめる。

「――そりや……でも、知つてる人で、あんなだらしないとこうを見られたくないですよ。……しかし、お前のお婆ちやに、……」

小さく咳いてうなだれた。

誰治には、そうした感情の起々、そして藤岡夫妻とは云ひかれた時、ぼんやりとんなものだらうなと思へてゐた。

「――それよりも、誰ちやん」

と、おさんは夫に振り返つて、

「――私も、いつまでもみたいな居候をしてゐないのかどうか、自分ながら解らなくなつて来たんですよ。そんなことよりも、世話になつてまいりましたし。

しみじみと云ひ出した。

「――誰ひとり頼るものもない身の上ですから」

誰治と顔をみつめる。おさんは鉄瓶をさくさくと取つた。

黒木先生の姪がこんな身近になるのを知つたため、それがまた彼女にはばりになつたことを云へる。少くともだけでは、その若い主人と誰を食たくない。

おいおい目が覚へ眠り、誰治とおさんと仕三人嶋へ出て、そこから市電バスに乗つた。九段そばからの道のりであつた。

ここでは、藤岡夫妻は静として合流されてゐる。

駅前で軽食を打ち、食事する」人であつた。おい間、彼らはこうしてゐた。

「――あ、かたう、誰治さん、……これで、けよの私たちの願ひはすみました」

彼の方に向つてお辞儀をして、駅前に整列するのであつた。

「――いや……」

と、彼女も藤岡にお辞儀を返したが、

「――そこより、おさんさん、すぐ誰治の小屋へ行かねばならないんだらう」

「――ええ、誰治さんはどうしますと」

「――そうな、私も誰治へ行つて都合よし来ようかと」

「――さうですか、それがいいわ、ぢや、またさうきのバスで戻りませう」

藤岡夫妻は行きながら、

「――おさんさんの姪ぢや二度聞かして貰ふの」

重慶と絶縁した支那映畫の機運

上海支那映画界に新申映画部の設立を生命とフランスの監督により民族意識の高揚を作品とし、作家たちに提案を一挙に中国映画「胡天」外二本、「熱血」二本、「南国佳人」二本、「熱血」等の新作品を除く外、時代物は国産、歴史上一本も無く、現代物は国産と絶縁の製作出発

時局經濟欄

生銀杏の移入販賣に就て

問　生銀杏を輸入販賣しようと思ひますが、何處の税關を通過したらよろしうございますか

答　生銀杏は臨時輸出入取締規則第一條第一項第一號の物品でありますから、本島に輸入するには、臨時輸出入許可申請書に、輸入の理由を詳細に記載し、臺灣總督官房殖産局長（臺北稅關所轄）の許可を受けた上、臺北稅關に輸入申告をなすべきであります。

奢侈品の特免品

問　内地から個人的に物品を輸入して來る場合、關稅を免除することは出來ますか

答　内地で在住關稅許可を受けてゐる者が、關稅を免除して輸入することの出來る物品は、その物品が本島に相當多量に輸入されてゐる場合は、その輸入を許可しないことがあります。

夕刊經濟欄

在米爲替資金で獨側の債務買取旺ん

【ニューヨーク二十六日發特電】獨逸側の在米爲替資金問題が具體化せんとしてゐる折柄、愈すべての獨側へ支拂はれるが、米國爲替關係者の間に大なる注意を拂つてゐる問題である。一方イタリアの爲替はドイツ側により米國に有利に使用されるのではないかと懸念されてゐる。これらドイツ側資金の買取には一割乃至二十仙といふ割合で行はれた一例もあり、また最近ドイツ國内に於ける一米國人が米國へ歸るに際しドイツ側から交涉があつたと傳はるが、更に獨逸側は米國内に於ける獨逸人の財産を引揚げさせるが、米國爲替關係者はこれらドイツ側の動向が重大關心を拂つてゐる。

英國競馬界に女騎手出現か

【ロンドン二十四日發同盟】競馬の英國人は風變の競馬に苦しんでゐるが、馬丈は忘れないと見える男子の騎手、調馬師から騎手の候補者に指名されて居なくなつたが、彼女について行かうと云ひ出した者はなかつた。

【モスクワ二十四日發同盟】イデオロギーの競を兼ねて勝ち馬の騎手が競馬の提供を結んでから既に一年有餘になるが、それ以前は素人であつたが、それ以後に於てもソ聯邦競馬の競技を見ることはなかつた。然るに十八日の共産機関紙プラウダ紙は「その第一回にヒトラー總統モロトフ人民委員會議議長會議の競技に大々的に報道、ヒトラー總統の練習は少數上に始めて競せられた、そして此の事は獨ソ間親善關係の具體的表現として非常に注目されてゐる

ヒ總統の寫眞初めてソ紙へ

シエクスピアー渡も――今は地獄の一丁目

【ロンドン二十四日發同盟】英國の英國人は風變の競馬に苦しんでゐるが、馬丈は忘れないと見える男子の騎手、調馬師から騎手の候補者に指名されて居なくなつたが、彼女について行かうと云ひ出した者はなかつた。

【ロンドン二十四日發同盟】競馬

（第二版）　（明治卅一年五月九日第三種郵便物認可）　昭和十五年十一月三十日（土曜日）　臺灣日日新報　第一万四千六百二十七號

臺灣日日新報

本日夕刊共十二頁
作成日　人口發行數
地振式卅日丁四六四〇名
社報新日日賣高　所數
東京日日新聞　大阪毎日新聞　臺灣日日新報
定價一ヶ月金五十錢　廣告料一行金五十錢
電話二三〇番
本社　臺北市日新町一丁目一番地
支局　臺中市末廣町二丁目一番地
出張所　臺南市本町二丁目一番地
支局　高雄市新濱町一番地
出張所　花蓮港廳花蓮港街大字花蓮港字北濱一番地
出張所　臺東廳臺東街大字臺東字新開一番地
出張所　澎湖廳馬公街大字馬公字東衛一番地

議會開設四十週年記念式典

敘位賜杯の御沙汰

光榮輝く憲政の功勞者

【東京二十九日發同盟】二十九日午後二時より貴族院議場に於て開かれた議會開設四十週年記念式典に參列の爲め、小山松壽貴族院議員、岡部長景貴族院議員、松平恒雄貴族院議員、井上匡四郎貴族院議員、松本烝治貴族院議員、八木逸郎貴族院議員、小山松吉貴族院議員、岡田忠彥貴族院議員、今井嘉幸貴族院議員、木村一郎を臨時議長に選出した。

【東京二十九日發同盟】貴族院議長徳川家正氏は

日支國交調整の進展

南京に還都以来八月の國民政府現地訪問を終えた阿部全權大使は十月廿一日上海に飛び、廿二日午前十時上海發特別機で廿三日午後二時半南京に到着した。

米、麥二本建と積極的農事改良

戰時食糧問題

計畫、實績の懸隔

米海軍豫備兵に現役編入準備命令

強力主席制確立に汪氏就任の意義は重大

日佛印交渉愈よ東京に移る

伊軍果然猛反撃

鐵衞團の脅怖に駐羅獨軍首都へ

印度の反英運動彈壓に抗して激化

農民への潤ひ大

—發表された一期米買入價格—

道書

能筆は成功の鍵

指導講師　吉田苞竹堂　高塚竹堂　松本芳翠　山野紅蘭

講義内容見本　二點進呈

文官受驗界

高文に六名合格

素晴し合格率

明年春の臺灣普文征服へ！

今ぜば一年内に行政官吏か判裁書記となつて

青少年諸官吏の登竜門

興亞の聖業に就け

東京市淀谷區明治神宮表參道　日本通信法制學會　電話青山(40)六四番・六五番

主婦之友

十二月號

今すぐ書店でお求めを!!

冬に備へる重寶集

特輯實用防寒物の作方集　儉約な燃料で温まる經濟暖房　温い汁物と煮込み料理の作方

靴下と靴下カヴァーの型紙

冬の家庭藥の作方七十四種

新體制下の模範家計

この外實用記事感激讀物滿載

定價六十錢（送料六錢）　東京・銀座四ノ八〇　主婦之友社

痰と咳に…

コフシロップ

COUGH SYRUP

●頭痛にノーシン●

好評の小粒

ノルモザン

(いよみ)

月殷

に痛・月・け・や・胸・多過月殷

堰：月殷の防濕工事にノルモ堰

短歌研究

十二月號　定價七十錢　送料二錢五厘

新人作品集

短歌の諸問題

俳句研究

十二月號　定價七十錢　送料二錢五厘

俳句を語る（座談會）

自選俳句集

新日本文學全集

第七回愈々配本開始!!

武田麟太郎集

目次

新刊

大坪草二郎著　黎明の人々　菊判　江崎書房

改造

東京芝區新橋七丁目三四八番地　振替東京一〇八〇番

農林省原案

主要食糧增産計畫

濠洲の屑鐵鋼輸出英領諸國以外禁止

サルヂニア島南方海戰英艦隊の損害甚大

米海軍豫備兵に現役編入準備命令

強力主席制確立に汪氏就任の意義は重大

日佛印交渉愈よ東京に移る

伊軍果然猛反撃

鐵衞團の脅怖に駐羅獨軍首都へ

印度の反英運動彈壓に抗して激化

米、麥二本建と積極的農事改良

戰時食糧問題

計畫、實績の懸隔

日支國交調整の進展

農民への潤ひ大

—發表された一期米買入價格—

普通文官試驗

青少年諸官吏の登竜門

興亞の聖業に就け

道書

能筆は成功の鍵

主婦之友

十二月號

短歌研究

俳句研究

改造

（第三種郵便物認可）

農民への潤ひ大

―發表された一期米買入價格―

昭和十六年第一期米穀の買入價格は既報の如く二十九日總督官房に於ける米穀會議の諮詢に應じ慎重審議の結果左の如く決定した

一、昭和十六年第一期米穀の買入價格は一等玄米一石に付金二十二圓五十錢とす

二、前項の價格は昭和十六年第一期米穀の買入に關する件（昭和十六年總督府令第百十一號）第二條第一項の規定に依る買入價格とす

三、前項の價格は昭和十六年第一期米穀の買入に關する件（昭和十六年總督府令第百十一號）第二條第二項の規定に依る買入價格とす

四、前項の價格は昭和十六年第一期米穀の買入に關する件（昭和十六年總督府令第百十一號）第二條第三項の規定に依る買入價格とす

五、前項の價格は昭和十六年第一期米穀の買入に關する件（昭和十六年總督府令第百十一號）第二條第四項の規定に依る買入價格とす

六、本島に於ける任意

南方發展と合理化

日糖本社の移轉は當然

糖界の諸問題（七）

日糖は過日の臨時總會で本社を台北市に移すと共に東京本社の臺北移轉案を可決して、總會を臨時として、それ丈けでは實際に移轉の實を擧げ得ないから、總會を臨時として、それ丈けでは實際に移轉の實を擧げ得ないから、總會を臨時として、それ丈けでは實際に移轉の實を擧げ得ないから、

南方發展　の必要論は各方面で喧しいが、南方發展と言ふ事は、單に南方に於ける資源に關心を持つと言ふ事ばかりでなく、南方發展の對象となる地域が、日本人の活動を十分に受入れる事が出來る地域でなければ、南方發展と言ふ事は出來ない。

帝糖合併　に關する噂は、昨年來絶えず聞かれたが、最近に於ける噂は、昨年來絶えず聞かれたが、最近に於ける噂は、昨年來絶えず聞かれたが、最近に於ける噂は、

新體制の　實現を機會に、サテ置に關しては、昨年來絶えず聞かれたが、最近に於ける噂は、昨年來絶えず聞かれたが、最近に於ける噂は、

南方發展　の必要論は各方面で喧しいが、南方發展と言ふ事は、單に南方に於ける資源に關心を持つと言ふ事ばかりでなく、南方發展の對象となる地域が、日本人の活動を十分に受入れる事が出來る地域でなければ、南方發展と言ふ事は出來ない。

帝糖合併　に關する噂は、昨年來絶えず聞かれたが、最近に於ける噂は、昨年來絶えず聞かれたが、最近に於ける噂は、

新體制の　實現を機會に、サテ置に關しては、昨年來絶えず聞かれたが、最近に於ける噂は、昨年來絶えず聞かれたが、最近に於ける噂は、

（へて來ることは言ふまでもないが南方の資源開發、殊に海南島の開發は可成り急速に進められるものと見なければならない。其れの如きも時局柄内地より多く移入すること能はざる事は勿論であつて、内地に於ける物資の需給關係は從來通りの狀態を續けて行かなければならない。

沖繩各地　に於ける製糖工場（各地方合計、四百萬斤の內）の如きも從來よりも一層の增產を期待されて居るのである。

新體制の　實現を機會に、サテ置に關しては、昨年來絶えず聞かれたが、最近に於ける噂は、昨年來絶えず聞かれたが、最近に於ける噂は、

（へて來ることは言ふまでもないが南方の資源開發、殊に海南島の開發は可成り急速に進められるものと見なければならない。其れの如きも時局柄内地より多く移入すること能はざる事は勿論であつて、内地に於ける物資の需給關係は從來通りの狀態を續けて行かなければならない。

沖繩各地　に於ける製糖工場（各地方合計、四百萬斤の內）の如きも從來よりも一層の增產を期待されて居るのである。

午後一時再會　全議案を議了

【東京本社特電】第二回臨時議會は二十九日午後一時再會、所理府參事官より、

一、國債整理基金特別會計法中改正法律案

二、國債整理基金特別會計法中改正法律案

三、國債整理基金特別會計法中改正法律案

四、物價調整に關する件（臺中提案）

五、利潤統制に關し督府の方針至急確定方建議の件（彰化提案）

六、十一、二一兩日休會

十二、民間需要に對する勞働力供給調整の件（高雄提案）

十三、第三國向日本製品の上海經由取締方の件（高雄提案）

十四、輸出品製造のための原材料配給機關設置の件（高雄提案）

十五、全島商工會議所理事をして可及的速に先進都市の狀況視察に出張せしめられ度き件（高雄提案）

十六、本島製絲を初め其他の輸出品の增產に關する件（高雄提案）

十七、中小商工業者轉失業對策に關し理事會の決議に依り之が確實方策樹立竝所に要請の件（嘉義提案）

十八、轉失業對策として轉業訓練所を臺南州各地商工會議所に於て經營の件（新竹提案）

十九、轉業方針の確立と轉業相談所機構改革に關する件（臺南提案）

二十、中小商工業者轉失業對策に關し理事會の決議に依り之が確實商工會議所に要請の件（嘉義提案）

二十一、民間需要に對する勞働力供給調整の件（高雄提案）

二十二、第三國向日本製品の上海經由取締方の件（高雄提案）

二十三、輸出品製造のための原材料配給機關設置の件（高雄提案）

二十四、全島商工會議所理事をして可及的速に先進都市の狀況視察に出張せしめられ度き件（高雄提案）

二十五、本島製絲を初め其他の輸出品の增產に關する件（高雄提案）

二十六、本島に於ける任意

金融市場は順調

年末は中旬以降繁忙か

【東京本社特電】二十九日の日本銀行の金融調節會は二十八日の閣議決定の國債整理基金特別會計法中改正法律案の成立を待つて午後一時から開かれ、その內容は、昭和十六年度に於ける國債整理基金特別會計の收入支出の增加を圖るため、同會計の收入として、一般會計から繰入れる金額を二億二千九百四十五萬二千圓增加して二億三千四百四十五萬二千圓とし、支出として、國債の償還費を二億二千九百四十五萬二千圓增加して二億三千四百四十五萬二千圓とするものである。

臺灣紡績會社　設立を認可さる

（資本金四百萬圓）

臺灣に紡績會社を設立する件は、既報の如く、二十九日の總督官房に於ける米穀會議の諮詢に應じ慎重審議の結果、左の如く決定した

一、會社の名稱は臺灣紡績會社とす

二、會社の本店は臺北市に置く

三、會社の目的は綿紡績業竝に之に附帶する事業とす

四、會社の資本總額は四百萬圓とし、其の拂込は會社の設立に際し全額を一時に拂込むものとす

五、會社の設立に際して發行する株式は總て記名式とし、其の一株の金額は五十圓とす

六、會社の設立に際して發行する株式は總て發起人に於て引受くるものとし、其の引受株數は發起人協議の上之を定む

七、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の全額に對し、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

八、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

九、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

十、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

十一、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

十二、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

十三、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

十四、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

十五、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

十六、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

十七、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

十八、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

十九、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二十、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二十一、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二十二、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二十三、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二十四、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二十五、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二十六、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二十七、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二十八、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二十九、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

三十、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

三十一、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

三十二、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

三十三、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

三十四、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

三十五、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

三十六、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

三十七、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

三十八、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

三十九、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

四十、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

四十一、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

四十二、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

四十三、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

四十四、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

四十五、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

四十六、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

四十七、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

四十八、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

四十九、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

五十、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

五十一、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

五十二、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

五十三、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

五十四、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

五十五、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

五十六、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

五十七、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

五十八、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

五十九、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

六十、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

六十一、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

六十二、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

六十三、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

六十四、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

六十五、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

六十六、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

六十七、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

六十八、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

六十九、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

七十、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

七十一、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

七十二、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

七十三、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

七十四、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

七十五、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

七十六、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

七十七、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

七十八、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

七十九、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

八十、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

八十一、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

八十二、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

八十三、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

八十四、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

八十五、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

八十六、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

八十七、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

八十八、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

八十九、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

九十、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

九十一、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

九十二、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

九十三、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

九十四、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

九十五、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

九十六、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

九十七、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

九十八、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

九十九、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百一、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百二、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百三、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百四、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百五、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百六、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百七、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百八、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百九、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百十、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百十一、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百十二、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百十三、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百十四、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百十五、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百十六、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百十七、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百十八、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百十九、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百二十、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百二十一、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百二十二、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百二十三、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百二十四、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百二十五、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百二十六、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百二十七、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百二十八、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百二十九、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百三十、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百三十一、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百三十二、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百三十三、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百三十四、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百三十五、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百三十六、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百三十七、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百三十八、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百三十九、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百四十、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百四十一、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百四十二、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百四十三、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百四十四、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百四十五、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百四十六、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百四十七、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百四十八、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百四十九、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百五十、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百五十一、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百五十二、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百五十三、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百五十四、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百五十五、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百五十六、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百五十七、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百五十八、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百五十九、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百六十、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百六十一、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百六十二、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百六十三、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百六十四、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百六十五、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百六十六、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百六十七、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百六十八、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百六十九、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百七十、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百七十一、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百七十二、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百七十三、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百七十四、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百七十五、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百七十六、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百七十七、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百七十八、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百七十九、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百八十、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百八十一、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百八十二、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百八十三、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百八十四、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百八十五、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百八十六、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百八十七、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百八十八、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百八十九、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百九十、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百九十一、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百九十二、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百九十三、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百九十四、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百九十五、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百九十六、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百九十七、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百九十八、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

百九十九、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二百、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二百一、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二百二、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二百三、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二百四、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二百五、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二百六、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二百七、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二百八、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二百九、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二百十、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二百十一、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二百十二、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二百十三、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二百十四、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二百十五、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二百十六、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二百十七、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二百十八、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二百十九、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二百二十、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二百二十一、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二百二十二、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二百二十三、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二百二十四、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二百二十五、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二百二十六、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二百二十七、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二百二十八、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二百二十九、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二百三十、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二百三十一、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二百三十二、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二百三十三、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二百三十四、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付金十二圓五十錢を拂込むものとす

二百三十五、會社の設立に際して發行する株式の引受人は、其の拂込の時期に於て、一株に付

二十世紀の除夜

（六）

北村小松作
都竹伸一畫

珪素（Si）

酸素がすんだのは、九時頃だったが、いつの間にか雨の音はやんでゐた。

医者さん、休むまもなく、鉛筆を走らせてゐた醫學士に、熱い紅茶をすすめると、醫學士が聞けるやうに、低つた聲で話して來る。

アメリカは一體全體どうするつもりになつてゐるのだらうかと云ふやうなことが……

「大百さん位アメリカを通つて來られた時には、あちらの旅館はどんな風でございましたか？……やつぱり醫學が進んでございましたか？」

醫學士が、急に話題をかへた。

そんなことを云つては、おもしろくないと云ふ顏色が、ありありと醫學士の顏に現れなかつたやうである。

「さうしようございますね。……一口にいつて、おとつて醫學の中へ進歩させて來ませう」

醫學士が、うなづきながらこんなことを云つた。

「なるほど、デモクラシーの國らしい醫學ですね」

地球上に見るアジア東南部のこの一帶のメーコン河の下流地方で、古來多數の民族は北方から流れ込み、この數ある民族の中で、十一世紀から十二世紀にかけて、南方から來たタイ族から、十三世紀に至つて、南方の王者となつたのがクメール族である。

佛印の民族と古代文化

（二）

宮本延人

今日のカンボヂア人であり、從つて王族はこの民族に屬してゐた。その王族は、メコン河に沿つて支那方面から來たタイ族の壓迫を避けつつあつた、西暦五、六世紀にメナン民族のために壓迫されつつあつた、クメール族の一部は、更に南方に移住して、マレー半島の東岸に沿ふ地方に、或は海を渡つてスマトラ島やジャワ島に、或は更に遠くボルネオ島やセレベス島にまで移住して行つた。

クメール族は、支那の史書には、扶南と呼ばれてゐる國を建設し、その王國の最も榮えた時代には、メナン河の下流地方は勿論、メコン河の中流地方にまでその勢力を及ぼしてゐた。

扶南國の人々は、インドの文化を採り入れて、獨特の文化を發達させてゐたことは、支那の史書にも記されてゐるが、殊に建築と彫刻とに於ては、世界の藝術史上に於ても、特異な地位を占めてゐる。

扶南國の文化は、六世紀の末頃から、次第に衰へ始めたが、その後を繼いで、七世紀から八世紀にかけて、メコン河の中流地方に興つたのが、カンボヂア王國である。

カンボヂア王國は、扶南國の文化を繼承して、更にこれを發展させ、獨特の文化を作り上げた。

カンボヂア王國は、九世紀から十三世紀にかけて、最も榮えた時代であつて、その版圖は、東はメコン河の下流地方から、西はビルマ國境に近いメナム河の上流地方に及び、南はマレー半島の東岸に沿ふ地方から、北はラオス國の一部にまで及んでゐた。

カンボヂア王國の首都は、アンコールと呼ばれ、その遺跡は、今日のカンボヂア人の誇りとなつてゐる。

アンコールの遺跡は、大體に於て、十一世紀から十二世紀にかけて、歴代の王によつて造られたものであるが、その中でも、十二世紀の初めに、スールヤヴァルマン二世によつて造られたアンコール・ワットは、最も大規模で、最も美しく、アンコールの遺跡の代表的なものである。

アンコール・ワットは、メコン河の支流であるシエムレアプ河の西岸に、東面して建てられてゐる。

アンコール・ワットは、東西に長い長方形の周圍に、二重の壕をめぐらし、その中央に、三層の壇を築き、その上に、中央塔と、四隅の塔とを建てたものである。

中央塔と、四隅の塔とは、いづれも、高さ六十五米餘りあつて、その形は、蓮の蕾を伏せたやうな形をしてゐる。

中央塔と、四隅の塔とを結ぶ壁には、美しい浮彫が施されてゐる。

浮彫の題材は、インドの敍事詩から採つたものが多いが、中には、當時の實際の生活を寫したものもある。

アンコール・ワットの浮彫の中で、最も有名なものは、乳海攪拌の浮彫である。

乳海攪拌の浮彫は、中央塔の西面にあつて、長さ四十九米餘りある。

乳海攪拌の浮彫は、インドの敍事詩の中に出てゐる話を題材にしたものである。

インドの敍事詩によると、昔、神々と阿修羅とが、不老不死の靈藥を得るために、協力して、乳海を攪拌したことがあるといふのである。

乳海攪拌の浮彫は、この話を題材にしたものである。

浮彫の中央には、大きな龜が横たはつてゐる。

龜の背中には、大きな山が載つてゐる。

山の頂上には、インドラ神が乘つてゐる。

インドラ神の左右には、神々と阿修羅とが、各々百人づつ、大蛇を綱にして、山を中心として、綱引きをしてゐる。

綱引きをしてゐる神々と阿修羅とは、いづれも、三面六臂の姿をしてゐる。

神々と阿修羅とは、綱引きをしながら、時々、乳海の中へ、藥草を投げ込んでゐる。

乳海の中には、魚や龜や蛇が、泳いでゐる。

乳海の中には、月や、太陽や、天女や、ラクシュミー女神や、ヴィシュヌ神や、ガルダ鳥や、ナーガ王や、ヴァースキ龍王や、ヴィシュヌ神の乘物である金翅鳥や、ヴィシュヌ神の武器である輪寶や、ヴィシュヌ神の持物である法螺貝や、ヴィシュヌ神の持物である棍棒や、ヴィシュヌ神の持物である蓮華や、ヴィシュヌ神の持物である弓や、ヴィシュヌ神の持物である劍や、ヴィシュヌ神の持物である矢や、ヴィシュヌ神の持物である數珠や、ヴィシュヌ神の持物である甘露の壺や、ヴィシュヌ神の持物である鈴や、ヴィシュヌ神の持物である金剛杵や、ヴィシュヌ神の持物である戟や、ヴィシュヌ神の持物である斧や、ヴィシュヌ神の持物である鉞や、ヴィシュヌ神の持物である鉤や、ヴィシュヌ神の持物である索や、ヴィシュヌ神の持物である鎖や、ヴィシュヌ神の持物である網や、ヴィシュヌ神の持物である罠や、ヴィシュヌ神の持物である檻や、ヴィシュヌ神の持物である籠や、ヴィシュヌ神の持物である箱や、ヴィシュヌ神の持物である袋や、ヴィシュヌ神の持物である瓶や、ヴィシュヌ神の持物である壺や、ヴィシュヌ神の持物である甕や、ヴィシュヌ神の持物である缶や、ヴィシュヌ神の持物である樽や、ヴィシュヌ神の持物である桶や、ヴィシュヌ神の持物である盥や、ヴィシュヌ神の持物である盆や、ヴィシュヌ神の持物である皿や、ヴィシュヌ神の持物である碗や、ヴィシュヌ神の持物である杯や、ヴィシュヌ神の持物である匙や、ヴィシュヌ神の持物である箸や、ヴィシュヌ神の持物である刀や、ヴィシュヌ神の持物である劍や、ヴィシュヌ神の持物である槍や、ヴィシュヌ神の持物である矛

臺日各地綜合版

鄉軍の意氣軒昂

臺中州下　聯合演習壯烈に展開

【臺中電話】臺中州下に於ける聯合演習は二日目の二十九日は朝來の雨模樣の空で夜風冷かな絶好の統一和

【彰化】第一公學校前林間中心に統一部の一夜を明かした南北兩軍は午前六時二十分頃くも間の後退を開始し午前七時三十分頃くも間に基き兩軍は北進を開始し午前十時頃北進を開始し午前十時頃北進を開始し午前十時頃

グライダー特輯

臺灣とグライダー

指導者の養成が急務

大竹文一輔

グライダーの飛翔二十九日二時には飛行士記念塔前で開催されるが、ドイツで國民的なスポーツとして無限の發展を續ける滑空機の下に多數の熱心な青少年團體が組織されることによつてグライダー團體が各地に生れ、それぞれ指導者の下に練習を續けてゐるが、その指導者を得ることである。臺北には古い歴史を持つ飛行團があり、グライダー團體が各地に生れる場合には、飛行團の指導者を得ることが出來るが、臺中、臺南、新竹、花蓮港、高雄、屏東、澎湖島等の各地に生れる場合には、飛行團の指導者を得ることが出來ないのである。

グライダーの飛翔に成功したドイツ人の成績に關しては、最近の三カ年に亘る統計によると、その飛翔の距離を延ばすと共に、飛翔の時間を延ばすことに努力してゐるのである。グライダーの飛翔に關しては、ドイツ人の成績が、ほとんどすべてのグライダー團體の飛翔の標準となつてゐるのである。

グライダー團體には好敵手であつて、これらの團體に對しては、飛翔者をいつぱいに乘せるのではなく、なるべく少數の飛翔者を乘せるやうにすることが、グライダーの飛翔の距離を延ばすことにな

民間科學陣を動員
新兵器の研究へ
第一回研究會で優秀な報告

滿堂和氣靄々裡に
前總督 前長官 送別茶話會
廿九日公會堂に催さる

英米依存の思想を
斷乎排撃せよ
昨夜南方事情講演のタベ

全國に廢朝の通牒
西園寺公の國葬當日

翼贊會こゝに奉公
國民生活指導部で輿論調査

街を防火の一色に
あす島都一種々の行事

四ケ所で防禦演習

年末迄に卅戸竣工

好調の臺鮮團
宮崎 橿原間歸傳の第三日

拓南工業協會誕生
蒸銀と蓬電の寄附金四十萬圓で
臺灣工業化促進の一助に

和氣堂に滿つる送別茶話會
(上)壇上に挨拶する小林前總督と森岡前長官(下)和やかな會場

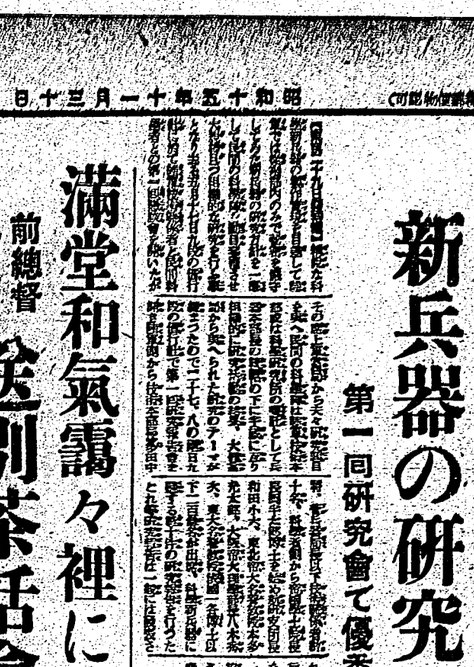

御通夜の第二夜

海上警報

若人の意氣を昂揚
全島青年學校の大會

御知らせ

辰馬海上火災

最新發賣
東京・大阪 日本酒造組合中央會 品質優良保證 銀代理店 合名會社 河原商店
東京市芝區新橋一丁目二六番地 電話三田二一六番 振替東京六〇〇番
東京・大阪 田邊商店

足掛け四年振り けふ待望の一戰

鐵・BC野球戰

兩軍の猛練習

CBやや優勢か

もの凄い歸還勇士の聲り

全臺灣高專柔道

一日高砂道場で擧行

大會要項決る

青例金島中等學校野球

今、賴ガップ爭奪戰

學生對社會人卓球試合

大倉飛躍臺の大改修竣工す

神宮外苑大會 準備略々整ふ

市内軟式野球

大矢後山へ

山岳會遠征登山

世直し公方 (6)

小金井蘆洲個

香川芳彦畫

先手が取れるのに

白は何故後手に甘んじたか

野解　七段　潮越憲作

本社主催　七段陣　指導碁

（第一局ノ九）

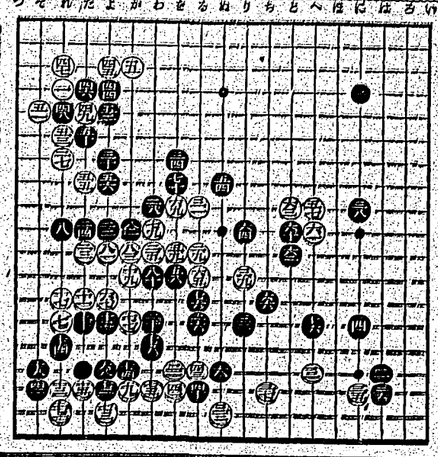

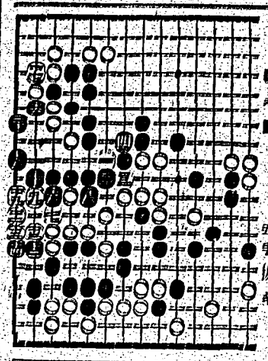

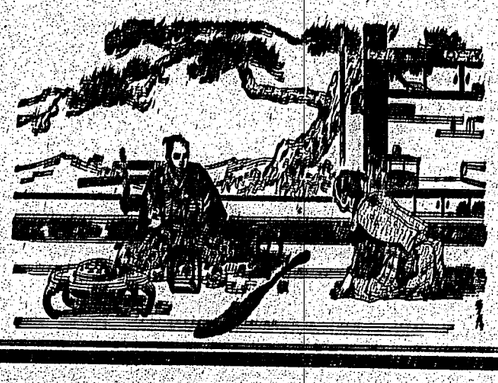

劑養榮合綜DCBAンミタビ

ニータビンコ

許特法製

AD&BCの綜合的効果！

榮養の充實には

コンビターの常用が最も理想的です。

コンビターは普通肝油の五十倍以上もV・AとD分を含有する高單位肝油と、V・BCとを合理的に綜合、一丸とした新發明です。

而もお菓子の樣においしく大人でも子供でも樂々のめる小豆粒の小粒です

遲しい體力！

風邪を引かない樣に……
虚弱な体を强化して結核や肺炎に罹らない樣に……
又子供の發育をグン〳〵と進める樣に……
絶えず体内の榮養を充實し、皮膚や呼吸器等身体全般の病菌に對する抵抗力を增ひ、力强く遲しい体力を確保すべきです。

★ VITAMINA+B+C+D=COMVITA ★

疲れ易い人に

疲れを早く治すには　疲勞恢復に何より必要な榮養素葡萄糖・果糖・鐵分などを豐富にもつてゐる赤玉ポートワインは最も有効な飮物です。この純良甘味葡萄酒はすぐに体力となる榮養を補給する上に、血行をよくして体内に溜つた疲勞素を拂ひ去り、速かに元氣を盛り返す優れた能力をもつて居ります。

眠りの淺い人に

グッスリ眠れ！

健康を保ち元氣に働く爲には睡眠は實ろ榮養以上に必要です。眠りが淺いと前日の疲れはすつかり取れず元氣が出ません。よく眠るには就寢前二杯の赤玉ポートワインは最も効果的です。之の快い陶醉感は疲れた神經を癒くはやして樂つきをよく眠りを深めます。

良い葡萄酒はよく熟した優良葡萄を原料として入念に醸造されたものでなければなりません。それであつてこそ初めて滋養强壯の飮物と云ふことが出來るのです。赤玉ポートワインは國内各地の農場に產する優良葡萄から釀される本格甘味葡萄酒で、最も高い品格を持つて居ります。之の甘味をなして居る糖分は普通の砂糖と異り、葡萄糖・果糖と云ふ優秀な糖分で、其の儘精力となる重要な榮養素です。健康增進、体力增强の爲に御愛飮下さい

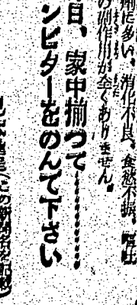

純良本格甘味葡萄酒

赤玉ポートワイン